

1 Business Studies Abroad IV1.5年募集の流れ

応募・選考等のスケジュールについて(選考年度:2020年度)

日程	時間	場所	内容
9月上旬情報公開/ 9月30日(水)12:15~	ガイダンス・体験談: 12:15~12:50	manaba+R>経営学部生のページ>留学・外国語学習>【BSA】経営学部独自留学プログラム	プログラムの特徴や、先輩の体験談を動画配信します。(※応募開始案内・manaba+Rに掲載)/BSAIV1.5年ガイダンス@ZOOM(※リンク詳細は開催近日にmanabaにて案内予定)
9月25日(金) ~10月8日(木)	9:00~17:00	BSAのHP/ ba-koku@st.ritsumei.ac.jpに 申請資料一式を添付して提出	応募書類配布・提出期間/提出方法
10月13日(火) ~10月19日(月)	別途お知らせ	ZOOM	面接期間 ※30分間程度の個人面接を実施します。
10月28日(水)	10:00	manaba+R >大学からのお知らせ >「留学・語学」	合否結果発表
11・12月頃	別途案内	別途案内	合格者顔合わせガイダンス

新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、みなさんの安全を第一優先とし、留学の選考や派遣の中止を判断する場合がありますので、その点ご了承いただいた上でご応募ください。なお、派遣の最終判断は、派遣時期のおよそ3か月前を目途に全学・学部の方針に基づき行う予定です。

2 Business Studies Abroad IV1.5年プログラムとは？

2-1. プログラムの意義と特徴

BSA II 及びIVは、経営学部で学んでいる皆さんに、自らの専攻する学問に対し、国内だけでなくグローバルな社会の要請や意義を確かめ学んでいただく、経営学部独自の留学プログラムです。留学先大学で修得した外国語や専門科目は、経営学部の単位として認定されます。そのため、留学前の本学での学修と留学先での学修を積み上げていけば、留学したことで卒業が遅れることはありません。またこのプログラムの基本は交換留学であり、学費は本学と留学先大学との間で相殺になるため(派遣型留学を除く)、留学先に学費を支払う必要はありません。「立命館大学海外留学チャレンジ奨学金」に基づき、留学期間に応じて奨学金も支給されます。

そのうち、BSAIV 対外経済貿易大学1.5年(3セメスター間)留学プログラムは、同大学の留学生教育を担当する国際学院で、1セメスター目と2セメスター目は一般中国語及びビジネス中国語を履修し、3セメスター目に国際学院で開講する経営・経済専門科目を受講するプログラムです。一般中国語、ビジネス中国語という2つのステップを通じて高度な中国語能力を身につけた上で、専門科目を学ぶ事の特徴としています。長い時間をかけて、専門科目を学ぶための中国語基礎をしっかりと築くことが可能であるため、中国語初心者でも安心して参加できます。

対外経済貿易大学は国際経済貿易方面の政府官僚を中心とした人材養成機関としての役割を果たしてきた大学であり、その教学内容も外国語と経済経営の専門知識を持った国際経済・ビジネス分野で活躍できる人材育成を行うカリキュラムを特徴とします。対外経済貿易大学での留学を通じて、皆さんも将来国際ビジネスリーダーとして活躍するための素養を身につけることができます。

2-2. 1.5年履修モデル

各セメスター	1セメスター	2セメスター	3セメスター
所属	国際学院 一般中国語コース (初級・中級・高級)	国際学院 ビジネス中国語 (初級・中級・高級)	国際学院 中国語経済貿易研修コース
語学レベル (目標)	新HSK4級 (180点~194点が望ましい)	新HSK4級 (210点~300点が望ましい)	新HSK5級 (195点~209点が望ましい)
学修内容	一般中国語	ビジネス中国語	経営経済専門科目 海外インターンシップ

* 経営学部では、長期留学予定学生が留学派遣先大学でより充実した学習ができるよう、留学前もしくは留学後の教育として、英語もしくは中国語による「プロジェクト研究(GBLプログラム型)」を開講しています。GBLとはGlobal Business Leadershipの略称で、「プロジェクト研究(GBLプログラム型)」とはグローバルな視点に立って世界を舞台に活躍するビジネス・リーダーの育成を目標に設計されている科目です。BSA留学プログラム、および全学留学プログラムにて海外に留学に行く学生はぜひ受講してください。

3 応募資格について

プログラムの応募資格は次の1)～6)の通りです。

- 1) 応募時に経営学部1・2回生であること。 ※大学院生は対象外です。
- 2) 累計もしくは直近セメスターのGPAが2.75以上であること。
- 3) 語学基準は派遣までに新HSK4級(180～194点)または中国語検定3級を取得していることが望ましい。
・孔子学院 中国語講座の受講料補助制度については、manaba+R、ホームページ等で確認のこと。
- 4) 本プログラムの主旨・目的を理解し、真摯に留学前、留学後に行われるガイダンスやオリエンテーション、現地での学修の全てに参加可能であること。
- 5) 留学先のプログラムについて、多大な関心と意欲を持っていること。
- 6) 留学直前のセメスターに立命館大学に在学していること。

4 留学予定先について

国・地域名	派遣先大学	実施期間(※1)	派遣人数	GPA	語学基準
中国 北京市	対外経済貿易大学	【春出発】 2021年2月下旬 ～2022年7月頃 (※1)	1名程度	2.75以上	派遣までに新HSK4級(180～194点)または中国語検定3級を取得することが望ましい。

■授業形態

【中国語基準による留学】

「基礎中国語」+「ビジネス中国語」+「中国語(英語)で専門科目」を履修する。

※中国語(英語)開講の専門科目を履修する場合には語学基準(IELTS6.0以上orTOEFL iBT®テスト80点以上或いは相応のレベル)を満たす必要があります。



memo

5 学籍と受講登録について

5-1. 学籍

BSAIV1.5年にて留学する際に、立命館大学での学籍が「在学」から「留学」に変更になる期間は下記の通りです。

プログラム名	派遣先大学名	派遣期間	期間
BSAIV (1.5年)	対外経済貿易大学	3セメスター	2021年度春学期 2021年度秋学期 2022年度春学期

5-2. 帰国後受講予定の立命館大学開講科目 受講登録について

【受講登録については以下の手順で行います】

- ・ 留学適用期間最終学期の授業開始日までに「留学終了届」が提出された場合は、通常授業の受講が可能となります。
- ・ 時間割および履修・登録の手引きは、manaba+Rに掲載されるので各自確認してください。
- ・ 登録方法、期間、時間は全て日本で登録する学生と同じ条件であり、かつ日本時間で管理されます。

【抽選科目に関する注意点】

- ・ 抽選科目は一旦受付がされると、一切削除することはできません。
- ・ 抽選科目は、Web申請受け付け後、空きのあるクラスについて、追加募集がかけられる場合があります。manaba+Rを随時確認してください。

6 留学決定後の事前ガイダンスについて

留学前に2～3回程度ガイダンスを行います。派遣には、このガイダンスへの出席が必須です。ガイダンスに出席できない見込みがある場合は、BSAIV (1.5年) に応募出来ません。

許可を得ずにガイダンスを1回でも欠席すると、派遣先大学での留学参加を取りやめる場合がありますので、注意してください。また、保健センターが主催する健康管理ガイダンスや危機管理ガイダンスにも必ず参加してください。

※原則、授業以外での欠席理由については一切許可しません。予めご了承ください。

7 応募書類について

7-1. 応募書類

- 1) BSAIV1.5年応募書類チェックリスト
- 2) BSAIV1.5年申込書
- 3) BSAIV1.5年を希望する理由
- 4) 進路計画書
- 5) 直近セメスターのGPAを確認できる書類(※A4サイズ)
※CAMPUS WEBにログインの上、直近の「GPA一覧」および「科目一覧」をスクリーンショットし、PDF化してください。
※成績証明書は累積GPAが掲載されていない為不可
- 6) 新HSK(漢語水平考試)スコア表のコピー(取得した場合のみ)
(※対外経済貿易大学へ書類を提出する日から遡って2年以内でなければならない。)
- 7) パスポートコピー(有効期限内のもの)
※派遣先の国によって入国時やビザ申請時にパスポートの残存有効期限に条件があります。
各自条件をご確認の上、有効期限には十分注意してください。

7-2. 応募用紙の配布・受付場所

【応募用紙配布】:BSAホームページ<<http://ritsumei-ba-gblp.jp/>>よりダウンロード ※受付期間中のみ

【受付場所】:ba-koku@st.ritsumei.ac.jp に申請資料一式を添付して提出

※PDFフォームに直接必要事項を入力、またはPDFを出力し自筆で記入の上提出してください。

※受付時間を厳守してください。提出締切日以降は一切受け付けません。

※申請書類提出時にメールにて面接可能日時を複数提示してください。調整確定したスケジュール等を案内します。

※最終日ではなく、事前に十分余裕を持って書類を準備してください(不備がある場合は受理できません。)

8 選考方法について

選考は、申込レポート・成績・派遣先大学が求める語学基準を満たしているかを重視して、担当教員が書類及び面接審査を行い、経営学部教授会での審議を経て決定されます。

9 留学に関わる費用・奨学金について

交換留学の場合には、学費は本学と留学先大学との間で相殺になるため、留学先に学費を支払う必要はありません。

9-1. 主な費用

- ・包括海外旅行保険費用(※派遣者全員、大学が指定する保険に加入)
- ・ビザ取得の為にかかる費用
- ・渡航費(航空券)
- ・現地出入国税、空港税、航空保険料
- ・寮申請費および寮費
- ・現地での交通費
- ・教材費等
- ・クリーニング代、電話代、お土産代などの雑費
- ・娯楽費
- ・医療費(特に現地での歯の治療にかかる費用は日本の数十倍かかる場合があります)

【注意点】

- ・寮費、教材費等は派遣先大学で徴収されます。
- ・派遣先大学の事情により、学生寮に必ずしも入れるとは限りません。その場合は、速やかに経営学部事務室までご相談下さい。
- ・費用は、物価の上昇、為替相場によって変動しますのであくまでも参考としてください。

派遣先大学	費用	宿泊形態
対外経済貿易大学	【2017年度派遣者実績】 渡航費:約90,000円 寮費 :約40,000円/月 教材費:約4,000円 生活費:約30,000円/月(娯楽費は含みません) 保険料:約150,000円	学生寮又は 大学指定ホテル

9-2. 奨学金

※奨学金によっては併給できないものがあります。事前に経営学部事務室またはOIC国際教育センターに確認を行ってください。

1) 立命館大学海外留学チャレンジ奨学金

原則として派遣者全員に「立命館大学海外留学チャレンジ奨学金」が支給されます。なお、奨学金は派遣中に学生本人名義の口座に支給されます。

本プログラムにおいては、派遣の初年度に20万円が給付され、1年経過後の審査を経て残りの15万円が給付されます。

プログラム名	派遣先大学名	派遣期間	奨学金金額
BSAIV(1.5年)	対外経済貿易大学	3セメスター	35万円 (ただし1年経過後に別途審査あり。)

※奨学金の金額は今後変更となる場合があります。

2) 立命館大学海外留学サポート奨学金

経済上の事由により、プログラムへの参加または参加継続が困難であることが見込まれる者に対し、参加費用の一部を補助することによって、参加の支援を行うことを目的とする制度です。

海外留学サポート奨学金には、「予約採用型」「家計急変型」の2つのタイプがあり、いずれも要項に定められた家計基準を満たす場合に、奨学金選考の対象となります。

給付額や申請・選考方法などの詳細は、以下を確認してください。

<http://www.ritsumei.ac.jp/studyabroad/planning/scholarship/>

3) JASSO(独立行政法人日本学生支援機構)海外留学支援制度

立命館大学から支給される奨学金とは別に、JASSO(独立行政法人日本学生支援機構)が所管する奨学金に採択された派遣国がある場合は、別途受給要件を告知した上で選考を行います。

10 単位認定と成績評価

単位認定について(※学修要覧(全学部共通編)P.26 より抜粋)

<規程:学則第37条、第39条、第40条、第41条>

- ① 海外留学や単位互換制度等他大学で修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における卒業に必要な単位として学部の教授会で審議のうえ学部長が認めることがあります。なお、60単位の上限は、個々の制度・プログラム毎ではなく、他大学等で修得した単位全体の上限となりますので、注意してください。
- ② 入学前に修得した単位を認定された場合(本学の科目等履修生として入学前に単位を修得した場合、社会人方式または社会人方式<AO方式>)は、①と合わせて60単位(うち入学前単位認定の上限は30単位)が上限となります。
- ③ 留学先で修得した単位の認定にあたっては、帰国後速やかに「留学終了届」と「単位修得願および単位認定書」を学部事務室に提出することが必要です。単位認定時期は、留学終了日を含む学期の末日となります。

※認定された単位の成績評価には「T」が記載されます。

※単位認定に関わる申請書類および派遣先大学の成績証明書、受講した科目のシラバス(原文及び和訳)、派遣先大学の学年暦を各自準備し、提出する必要があります。

留学前より学びステーション、経営学部事務室に履修科目や単位認定について相談の上、留学中と帰国後の学修計画を立てておく必要があります。

■過年度派遣学生の単位認定実績(参考)

派遣先大学	BSAIV1.5年
対外経済貿易大学	40～50単位

※単位認定数や単位認定分野・科目については、派遣先や各自の履修状況により異なりますので、ご注意ください。

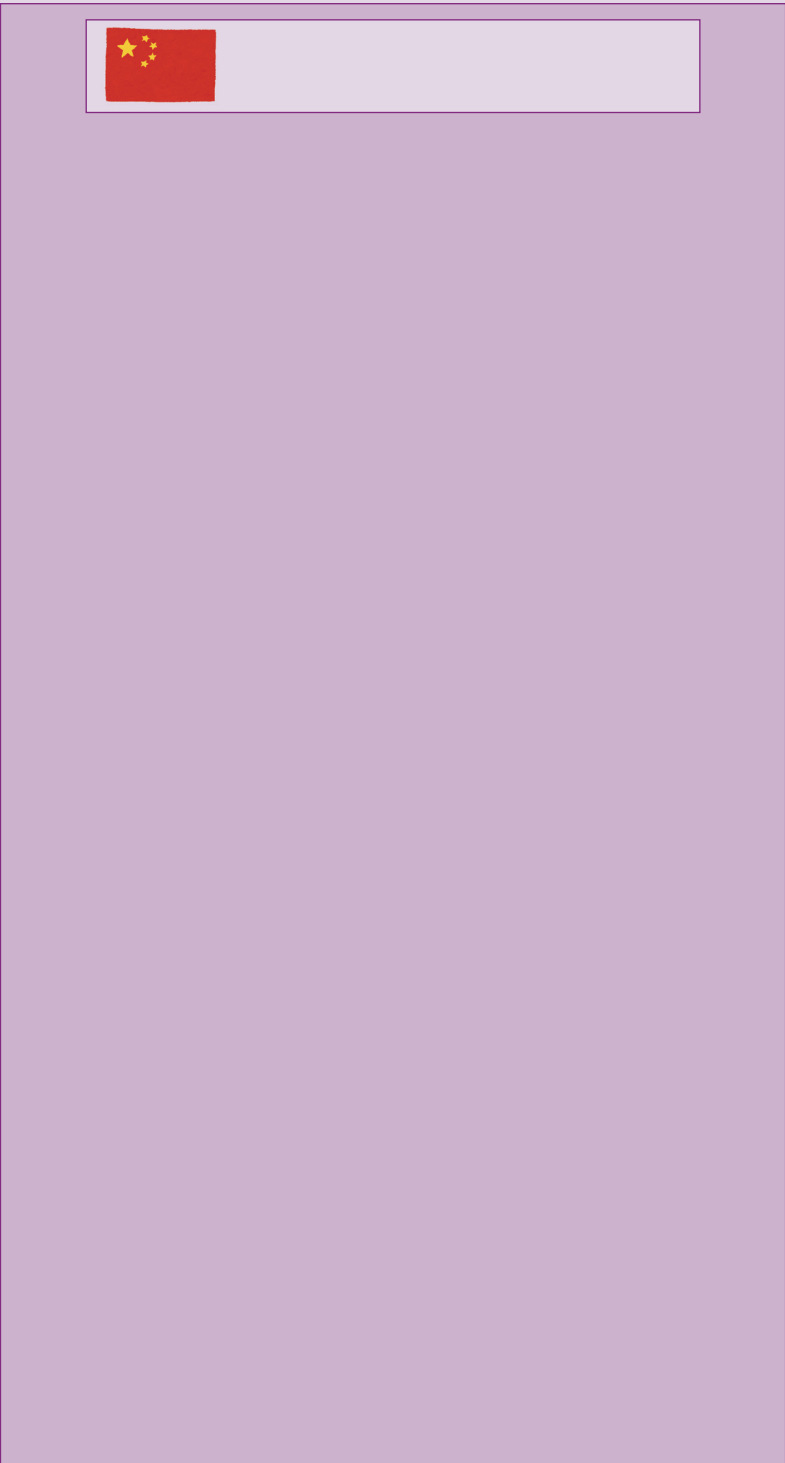
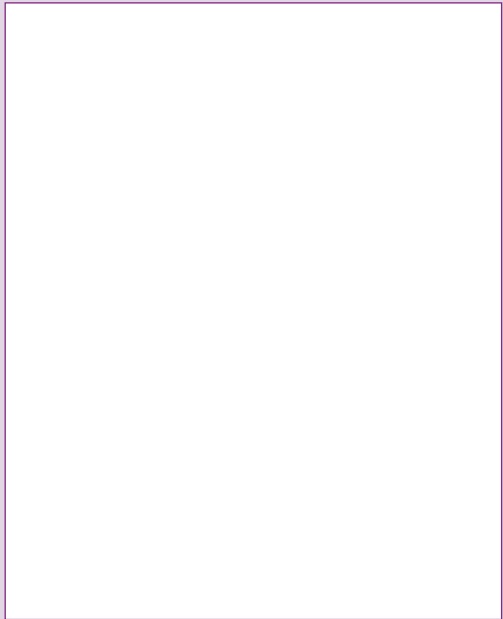
11 注意点

- 1) 派遣先大学への応募書類の準備、ビザの申請、航空券の手配などは全て各自で手続きする必要があります。経営学部事務室では対応していません。
- 2) 現地での留学・実習期間が定期試験の追試や成績確認制度の日程と重なる場合は、それらを受けることはできません。また、それに対する特別措置はありません。
- 3) 経営学部での選考において派遣内定者として決定したのち、派遣先大学に応募書類を送ります。受入の可否についての最終決定権は派遣先大学にありますので注意してください。また、派遣先大学によっては応募時に別途インタビューなどが課せられる場合があります。
- 4) 留学先での履修については、派遣先大学での規定に則ります。言語能力や履修規定によって履修科目が制限されることがあります。また、正規科目以外の語学科目(ESL等)や、履修する科目があらかじめ指定される場合もあります。
- 5) 本学及び派遣先が定める期間内に入出国するようにして下さい。
(アジア圏は、プログラム開始・終了日の前後3日以内。その他の国地域は、プログラム開始・終了日の前後5日以内)
- 6) 日本学生支援機構奨学金受給者の方は、派遣決定後速やかに学生オフィスに報告を行い、必要な手続きを取ってください。
- 7) 3年生・4年生時に留学に行く場合、就職活動など個人的事由による帰国は一切認められませんので、事前に必ずキャリアオフィスや経営学部事務室に相談してください。

12 個人情報について

応募書類に記入する個人情報は、本学からの連絡に使用するほか、今後のプログラム内容の改善を図るための学内統計資料として、個人を特定することのできない形に加工した統計処理用のデータとして使用する場合があります。

また、本学が留学の参加者に代わって派遣先大学、旅行会社、保険会社、危機管理支援サービスを提供する会社、海外用携帯電話レンタルサービスを提供する会社、航空会社、関係省庁および在外公館等に、必要な情報についてのみ提供します。



【立命館大学経営学部 BSA プログラムに参加するにあたっての遵守事項】

「BSA プログラムに参加するにあたっての遵守事項」

1. 基本姿勢

立命館大学 BSA プログラム（以下「プログラム」という。）に参加する学生は、次の点を遵守しなければならない。

- (1) プログラムの目的と主旨を理解し、積極的にまじめな態度で勉学に励まなければならない。
- (2) 立命館大学（以下「本学」という。）の学生として自覚と誇りを持って、本学および派遣先大学・機関（以下「派遣先」という。）の名誉を傷つける行動は慎まなければならない。
- (3) プログラム期間中は、日本の法令および本学の諸規則の他、派遣先の国・地域の法令および諸規則を遵守し、本学および派遣先の教職員の指示に従わなければならない。

2. 健康管理等

- (1) 健康管理は、自らの責任でおこない、服用の必要な医薬品や主治医の紹介状等を現地に持参すること。
- (2) 医師による診断書などに基づき、留学プログラムへの参加または継続が困難であると本学が判断した場合、これに従うこと。この際、日本国外に滞在している場合は速やかに帰国すること。
- (3) 前号によって参加または継続を中止した後、健康状態等が回復したとしても、教学上の理由等から、本学の判断によりプログラム復帰を認められない場合があることを理解すること。
- (4) 本学が指定する海外旅行保険に、留学に係る出発から帰国までの期間加入すること。また、派遣先大学から別途保険に加入することを指定される場合は、本学指定の海外旅行保険、派遣先大学指定の保険の両方に加入すること。
- (5) 既往症、現在疾患、服薬の状況等について所定の方法で事前に本学に申告すること。また、プログラム参加を許可する医師の診断書等についても、提出すること。
- (6) 傷病等により入院加療の医療措置が必要となった場合は、すみやかに本学および派遣先に報告するとともに教職員の指示に従うこと。ただし、これらの措置に必要な費用の内、保険の補償限度額超過分については、本人が負担すること。
- (7) プログラム期間中、傷病等により、保証人による救援などが必要と本学が判断した場合、保証人に対し、本学の指示に従って行動するよう、予め了承を得ること。ただし、これらの措置に必要な費用の内、保険の補償限度額超過分については、本人が負担すること。
- (8) 既往症および、現在疾患等がある状態でプログラムに参加し症状が悪化したとしても、本学および派遣先に対して、何等かの金銭的要求をせず、またはその責任を問わず、関連して必要な費用の内、保険の補償限度額超過分については、本人が負担すること。
- (9) 緊急に医療手当てまたは手術の必要が生じ、本人または保証人の同意を得る時間的猶予が無い場合は、派遣先の当該担当者の判断によって処置することに同意すること。
- (10) 本学による定期健康診断もしくは本学の指定する健康診断を、出発日から遡って1年以内に受診すること。
- (11) 派遣先大学が所在する国（地域）が指定する予防接種を、指定の期日までに受けること。

3. 経費および補償等

- (1) プログラムに要する費用（研修料・宿泊費・航空運賃・保険料等）は、指定の期日までに納入すること。
- (2) プログラムの派遣候補者として選抜されることは、派遣先大学での受入を保証するものではないこと。また、派遣先大学の事情によっては、受入が許可されない場合もあること。
- (3) 所定の期日後に、本人の傷病、処分等の理由によってプログラムへ参加または継続が出来なくなった場合、または辞退した場合には、必要経費について負担すること。
- (4) パスポートやビザの取得手続きに関する遅延および申請却下や天災・災害・ストライキ・伝染病・政治情勢の変化・戦争・テロ、その他不可抗力に起因する事態によって、プログラムの中止、中断及び内容の変更があった場合、本学及び派遣先に損害賠償を要求せず、前号と同様の費用を負担すること。
- (5) 本人の不注意または、本学及び派遣先が管理できない状況下で、事故、病気または死亡事故が発生した場合、本学及び派遣先に対して何等かの金銭的要求をせず、またはその責任を問わないこと。
- (6) 本人の所有物の盗難や損害、交通事故、刑事事件等、本学及び派遣先が管理できない状況下で発生した場合、本人の責任で対応しなければならないこと。
- (7) 本人の故意または重大な過失により、プログラムに重大な損害を与えた場合は、必要に応じ、賠償の責を負わなければならないこと。
- (8) プログラム参加に伴う渡航期間が、本学における講義・補講、定期試験、追試験等と重なった場合、特別な配慮は行われなければならないこと。

4. 個人情報取扱いに関する同意

- (1) 立命館大学経営学部事務室に届け出た個人情報について、立命館大学経営学部事務室が、旅行会社、保険会社、危機管理支援サービスを提供する会社、海外用携帯電話レンタルサービスを提供する会社、航空会社、関係省庁および在外公館に提供・共有し、プログラム運営のために利用すること。
- (2) 立命館大学経営学部事務室が、プログラム運営のために、派遣先大学等から成績情報、生活情報等の個人情報の提供を受けること。

5. 誓約書の提出

上記事項を理解し厳守するために、本人及び保証人連名による誓約書を提出すること。

「BSA I プログラムに参加するにあたっての遵守事項」

「BSA I plus プログラムに参加するにあたっての遵守事項」

「BSAIIIプログラムに参加するにあたっての遵守事項」

1. 入国・帰国

- (1) 派遣先での研修に際しては、所定の航空便等を利用して入国し、個人での入国を行わないこと。
- (2) 派遣先での研修修了後は、所定の航空便等を使用して帰国し、個人での帰国を行わないこと。
- (3) 本学および派遣先両方の許可なしに日本への一時帰国および再入国を行わないこと。
- (4) 所定の基準に基づき、学業面から留学プログラムへ参加の継続が困難と本学が判断し、帰国を命じた場合には、当該措置に従うこと。

2. 自由時間における行動

- (1) 派遣先の寮規程または入居したホームステイ先の規則に従い、生活すること。
- (2) 自動車、オートバイ、船舶、航空機等の運転、操縦および購入を行わないこと。
- (3) バンジージャンプ、スカイダイビング、スキューバーダイビング等、危険な行為を行わないこと。
- (4) 旅行または外泊をする場合は、本学の担当者に対し、所定の書類を提出し許可を得ること。
- (5) 前号の旅行または外泊の内容について、本学または派遣先から変更や中止の指示があった場合、当該指示に従うこと。

3. 報告書等の提出

本学に対して、所定の報告書等を所定の期日までに提出すること。

4. 誓約書の提出

上記事項および「立命館大学経営学部 BSA プログラムに参加するにあたっての遵守事項」を理解し、厳守するために、本人および保証人連名による誓約書を提出すること。

「BSA II・IVプログラムに参加するにあたっての遵守事項」

1. 入国・帰国

本学および派遣先が定める期間内に出国・帰国すること。

2. 自由時間における行動

- (1) 本学および派遣先が指定する居住施設に入居すること。
- (2) 派遣先の寮規程および入居した居住施設の規則に従い、生活すること。
- (3) 自動車、オートバイ、船舶、航空機等の運転、操縦および購入を行わないこと。
- (4) バンジージャンプ、スカイダイビング、スキューバーダイビング等、危険な行為を行わないこと。
- (5) 派遣先の休暇期間中に、旅行または一時帰国をする場合は、派遣先にその旨を報告するとともに、本学の担当者に対し、所定の書類を提出し許可を得ること。
- (6) 前号の旅行または一時帰国の内容について、本学または派遣先から変更や中止の指示があった場合、当該指示に従うこと。

3. 報告書等の提出

本学に対して、所定の報告書等を所定の期日までに提出すること。

4. 誓約書の提出

上記事項および「立命館大学経営学部 BSA プログラムに参加するにあたっての遵守事項」を理解し、厳守するために、本人および保証人連名による誓約書を提出すること。